

平成26年(3)第3825号 仮処分命令申立事件

決 定

東京都

債 権 者 森 徹

同 代 理 人 弁 護 士 永 島 賢 也

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

債 務 者 国 陽 子

同 代 表 者 法 務 大 臣 上 川 陽 子

同 指 定 代 理 人 高 橋 理 恵 祐

同 同 稲 玉 祐

同 同 新 保 裕 子

同 同 中 島 伸 一 郎

同 同 下 宮 浩 幸

同 同 梅 田 敦

同 同 吉 田 一 作

同 同 原 口 修 平

主 文

1 本件申立てをいずれも却下する。

2 申立費用は債権者の負担とする。

理 由 の 要 旨

第1 申立ての趣旨

1 内閣は、天皇に対し、次の衆議院議員総選挙について、総選挙の施行の公示

の助言と承認をしてはならない。

2 内閣は、中央選挙管理会及び各都道府県の選挙管理委員会に対し、次の衆議

院議員総選挙につき公職選挙法別表第1に定める選挙区割りに基づく選挙事務

の管理をさせてはならない。

3 国は、公職選挙法別表第1に基づき、次の衆議院議員の総選挙をしてはならない。

第2 事案の概要等

本件は、平成26年11月21日の衆議院解散に基づく衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙人である債権者が、衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法別表第1の定数配分の規定は、平成25年法律第68号による改正を経てもなお憲法14条に違反しており、投票価値の平等が害された状態のまま本件選挙が実施されると、債権者の有する自己の投票が他者のそれと平等の価値を有することにつき主観的な人格的権利・利益が侵害されるなどと主張し、人格権に基づく差止請求権を被保全権利として、①内閣による衆議院議員総選挙の施行の公示の助言と承認、②内閣による中央選挙管理会及び各都道府県の選挙管理委員会に対する衆議院議員総選挙の公職選挙法別表第1に定める選挙区割りに基づく選挙事務の管理、③国による公職選挙法別表第1に基づく衆議院議員の総選挙の各禁止を求めた事案である。

当事者の主張は、仮処分命令申立書、各主張書面、意見書に記載のとおりであるから、これらを引用する。

第3 当裁判所の判断

債権者は、人格権に基づく差止請求権を被保全権利として、民事保全法が規定する仮処分により、内閣による衆議院議員総選挙の施行の公示の助言と承認等の禁止を求めているところ、行政事件訴訟法44条は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法に規定する仮処分をすることができない旨規定しているため、同条との関係で、本件申立ての許否が問題となる。以下、この点について検討する。

まず、衆議院の解散及びその後の手続についてみると、日本国憲法は、天皇が、内閣の助言と承認により、衆議院を解散し、国会議員の総選挙の施行を公示するとの国事行為を行う旨規定している（7条3号、4号）。これを受けて、公職選挙

法は、衆議院の解散による衆議院議員の総選挙は、解散の日から40日以内に行い（31条3項）、総選挙の期日は少なくとも12日前に公示しなければならない（同条4項）としているほか、議員の候補者となろうとする者は、選挙の期日の公示があった日に、立候補の届出を行い（86条2項），その後、選挙が行われ、新たな議員が選出される（95条等）などと規定している。

このような日本国憲法及び公職選挙法の規定によれば、総選挙の施行の公示の助言と承認、選挙事務の管理及び総選挙は、一連の不可分一体のものであり、かつ、衆議院の解散により、衆議院議員の身分が失われ、その後選挙人の投票によって新たな衆議院議員が選出されるという我が国の統治機構の根幹に関わるものである。そして、公職選挙法は、衆議院議員の選挙につき、他の各種の選挙と同様に、その効力及び当選の効力に関する訴訟として特別の類型の訴訟を定めていくこと（204条等）をも併せ考えると、上記のような性質を有する総選挙の施行の公示の助言と承認、選挙事務の管理及び総選挙については、私法上の権利を私人間相互において保全する手段として定められた民事保全法に基づく仮処分の対象とすることを法は予定していないというほかなく、行政事件訴訟法44条もこのことを当然の前提とした規定であると解される。したがって、本件申立ては、同条が規定するところに反し、許されないものというべきである。債権者は、権利救済の必要性の観点から、同法44条は限定的に解釈されなければならないなどと繰々主張するが、上記説示に照らし、採用することができない。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件申立ては不適法であるからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成26年11月21日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 鈴木雄輔

裁判官 福田 敦

裁判官 橋口佳典

これは正本である。

平成26年11月21日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 永末秀

